

平成31年 4月19日
教育委員会事務局総務課
内線 4522

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の
一部を改正する規則について

1 改正の趣旨

平成31年4月1日付けの新たな職の設置に伴い所要の規定を整備するもの。

2 改正内容

- 県の文化財保護施策の推進のため、市町村、関係団体等の連携促進、調整を行う文化財専門官を文化財保護課に設置する。

3 施行日

平成31年4月1日